

2 各 介 第 344 号
令和 3 年 3 月 15 日

各務原市内介護保険サービス事業所

- 〃 軽費老人ホーム
- 〃 有料老人ホーム
- 〃 サービス付き高齢者向け住宅 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

不織布マスクの配布について（令和 3 年 2 月～3 月分）（通知）

平素より市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省より供給されるマスクの令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月分の配布についてご協力をいただき誠にありがとうございました（令和 3 年 1 月 25 日付け 2 各介第 295 号各務原市健康福祉部介護保険課長通知分）。

つきましては、令和 3 年 2 月～3 月分のマスクを下記のとおり配布することとなりましたので、ご確認の上、下記配布場所までお越しいただきますようお願いいたします。

記

1 配布するマスクの種類及び枚数

不織布マスク 1 サービス事業所あたり 200 枚（1 箱 50 枚入り×4 箱）

2 配布対象事業所

県指定介護保険事業所・施設、

市町村指定介護保険事業所・施設（基準該当含む）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 職員が概ね他の事業と重複するような場合（医療機関におけるみなし指定、福祉用具貸与を兼ねる特定福祉用具販売、居宅療養管理指導）は配布の対象外となっています。

3 配布日時及び場所

令和 3 年 3 月 15 日（月）から 4 月 2 日（金）までの間

毎日午前 8 時 30 分～12 時・午後 1 時～午後 5 時 15 分（土・日曜日を除く）

各務原市役所本庁舎 2 階 介護保険課 施設指導係窓口

※ 地域包括支援センターと養護老人ホーム分については高齢福祉課にて配布します。

4 マスクの受け取りに関する注意事項

- ① 3密を避けるため、出来るだけ法人、グループまとめて一括での受け取りにご協力ください。
- ② 1 サービス事業所あたりの配布数量が多いため、持ち帰り袋を持参いただくようお願いします。
- ③ 受取期間内に受け取られなかったマスクは、各務原市の非常用備蓄として取り扱わせていただきます。
- ④ 令和3年4月頃にも、不織布マスクの配布を予定しております。
(1 サービス事業所あたり 100 枚の予定です。枚数は変動する可能性があります)

5 現物外観写真



以上

問い合わせ先	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係
電話番号	058-383-2067 (直通)
F A X	058-383-6365 (市代表)
E メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)